滞在許可のオンライン更新システムの利用対象者拡大

ダブリンの外国人登録事務所の業務再開

(7月10日発出領事メール)

アイルランド入国管理局は、7月20日から、滞在許可のオンライン更新システムの利用 対象を、ダブリンに居住するすべての外国人に拡大すると発表しました。また、閉鎖してい たダブリンの外国人登録事務所を7月20日に再開すると発表しました。

1. 滞在許可のオンライン更新システムの対象者拡大について

(1) 対象者

 ・入国管理局(ISD)は、7月20日から、ダブリンに居住するすべての外国人(日本人 含む)は、オンラインで滞在許可の更新ができるようになると発表しました。(※注:アイ ルランド入国管理局の名称が、Irish Naturalisation and Immigration Service (INI S)から Immigration Service Delivery (ISD)に変更されました。)

・ダブリンに居住する一部留学生については、6月22日からオンライン更新システムを利用できるようになっており、7月20日から利用対象者が広がります。一部留学生の同システム利用開始については、当大使館が6月26日に発出した領事メールでご案内していますので、次のURLからご参照下さい。

https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100068922.pdf

・今回の対象者拡大の発表から7月20日までの期間において、緊急の用件のため外国に渡 航する必要があり、アイルランド出国前に外国人登録カード(IRPカード)が必要となる 方については、オンライン更新システムを利用可能です。

・ダブリン以外に居住する外国人は、警察署の外国人登録事務所での登録及び更新手続が必要です。各地の外国人登録事務所の業務再開時期については、該当する管轄の警察署に直接 ご確認下さい。

(2) オンラインでの滞在許可更新手続きの概要

・外国人登録事務所の訪問が不要になります。

・指定のウェブサイト(<u>https://inisonline.jahs.ie/)で申請書記入、関連書類コピーの</u>
アップロード、手数料の支払いを行います。

・旅券(パスポート)とIRPカードを、指定の宛先に書留で郵送します。

・ISDが提出書類を確認し、申請を許可した場合は、滞在許可印が押された旅券(パスポート)が書留で申請者に返却されます。また、新たに発行されるIRPカードは速達郵便で送付されます。

2. ダブリンの外国人登録事務所(Burgh Quay Office)の業務再開

・3月から閉鎖されていたダブリンの外国人登録事務所が、7月20日に業務を再開しま す。

・業務再開にあたっては、閉鎖のために予約がキャンセルになった方の取扱いが優先されま す。初回の外国人登録のための以前の予約がキャンセルになった方には、ISDから新たな 予約について連絡があります。

・これまで予約をしておらず、外国人登録が必要な方は、ISDが指定するメールアドレス (burghquayregoffice@justice.ie) に連絡をして予約を取ってください。

3. 新しいオンライン更新システムのご利用にあたっては、以下のウェブサイトで詳細をご確認下さい。

・入国管理局(ISD)ウェブサイト

http://www.inis.gov.ie/

(7月7日付の告知「Notice 2: Re-opening of Registration Office, Burgh Quay, Dublin」の項目をご参照下さい。)

 ・7月7日付のマッケンティ司法大臣によるオンライン更新システムの対象者拡大の発表 (アイルランド政府プレスリリース)

https://merrionstreet.ie/en/News-

<u>Room/Releases/Minister_McEntee_announces_expansion_of_online_Registration_Renewa</u> <u>1_System_to_include_all_Dublin-based_non-nationals.html</u>

在アイルランド日本国大使館

住所:Nutley Building、 Merrion Centre、 Nutley Lane、 Dublin 4、 D04 RP73 電話番号(代表):01-202-8300

E-mail (領事班): <u>consular@ir.mofa.go.jp</u>